

大阪市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則(平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。)第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審査部会)

第3条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

(専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、高齢者福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

| 名 称 | 所掌事項 |
|-----------|----------------------------------|
| 第 1 審査部会 | 肢体不自由に関する事項 |
| 第 2 審査部会 | 視覚障がいに関する事項 |
| 第 3 審査部会 | 聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項 |
| 第 4 審査部会 | 内部障がい（心臓）に関する事項 |
| 第 5 審査部会 | 内部障がい（じん臓）に関する事項 |
| 第 6 審査部会 | 内部障がい（呼吸器）に関する事項 |
| 第 7 審査部会 | 内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項 |
| 第 8 審査部会 | 内部障がい（小腸）に関する事項 |
| 第 9 審査部会 | 内部障がい（免疫）に関する事項 |
| 第 10 審査部会 | 内部障がい（肝臓）に関する事項 |

別表第 2（第 4 条第 1 項（高齢者福祉専門分科会）関係）

| 名 称 | 所掌事項 |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 保健福祉部会 | 大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業に係るものを除く。）の推進に関する事項 |
| 介護保険部会 | 大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項 |

別表第 3（第 4 条第 1 項（地域福祉専門分科会）関係）

| 名 称 | 所掌事項 |
|-----------------|--------------------|
| 地域福祉基本計画策定・推進部会 | 大阪市地域福祉基本計画等に関する事項 |